

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第1条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(政策地域部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策担当、<u>調整分権担当</u>及び管理担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>調整分権担当</u>及び管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>調整分権担当</u>の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>地方分権の推進の総合的な企画及び調整に関すること</u></p> <p>—</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>他の都道府県との連携に関すること。</u></p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3～9 [略]</p> <p>(職)</p> <p>第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>職</th><th>職 務</th></tr></thead><tbody><tr><td>本庁</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>政策推進室</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>調整監</td><td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項<u>調整分権担当</u>の分掌</td></tr></tbody></table>	区 分	職	職 務	本庁	[略]			政策推進室	[略]		調整監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項 <u>調整分権担当</u> の分掌	<p>(政策地域部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策担当、<u>調整担当</u>及び管理担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>調整担当</u>及び管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[略]</p> <p><u>調整担当</u>の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>分権推進担当</u>の分掌事務</p> <p>(1) <u>地方分権の推進の総合的な企画及び調整に関すること</u></p> <p>—</p> <p>(2) <u>他の都道府県との連携に関すること。</u></p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3～9 [略]</p> <p>(職)</p> <p>第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>職</th><th>職 務</th></tr></thead><tbody><tr><td>本庁</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>政策推進室</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>調整監</td><td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項<u>調整担当</u>及び分権推</td></tr></tbody></table>	区 分	職	職 務	本庁	[略]			政策推進室	[略]		調整監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項 <u>調整担当</u> 及び分権推
区 分	職	職 務																							
本庁	[略]																								
	政策推進室	[略]																							
	調整監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項 <u>調整分権担当</u> の分掌																							
区 分	職	職 務																							
本庁	[略]																								
	政策推進室	[略]																							
	調整監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項 <u>調整担当</u> 及び分権推																							

		事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	[略]	
[略]		
[略]		

2～5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
政策地域部	政策推進室	管理課長
	[略]	
[略]		

		進担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	[略]	
[略]		
[略]		

2～5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
政策地域部	政策推進室	<u>分権推進担当課長</u> 管理課長
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

第2条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I LC推進室長、台風災害復旧復興推進室長、国際室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇</td> <td>政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I LC推進室長、台風災害復旧復興推進室長、国際室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇	政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売		<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I LC推進室長、台風災害復旧復興推進室長、国際室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇</td> <td>政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I LC推進室長、台風災害復旧復興推進室長、国際室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇	政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売	
決裁権者		代決権者																					
	第1順位者	第2順位者																					
[略]																							
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I LC推進室長、台風災害復旧復興推進室長、国際室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇	政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売																						
決裁権者	代決権者																						
	第1順位者	第2順位者																					
[略]																							
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、科学I LC推進室長、台風災害復旧復興推進室長、国際室長、廃棄物特別対策室長、若者女性協働推進室長、医療政策室長、雇	政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売																						

用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長（評価課長及び県北沿岸振興課長を除く。）、担当課長若しくは特命課長
[略]	
調整監	調整監があらかじめ指定する職員
[略]	

(2) [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調整監専決事項

(1) 他の都道府県との連携に関すること。

(2) [略]

2～8 [略]

用対策・労働室長、ものづくり自動車産業振興室長、競馬改革推進室長又は県産米戦略室長	推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長（評価課長及び県北沿岸振興課長を除く。）、担当課長（ <u>分権推進担当課長を除く。</u> ）若しくは特命課長
[略]	
調整監	<u>分権推進担当課長</u> 又は調整監があらかじめ指定する職員
[略]	

(2) [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調整監専決事項

(1) [略]

分権推進担当課長専決事項

(1) 他の都道府県との連携に関すること。

2～8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。